

ローズバスの運行ルート追加 ダイヤ改正を実施 6月1日(火)スタート!



問合せ 市街地整備課交通政策担当 (☎ 423 - 9656)

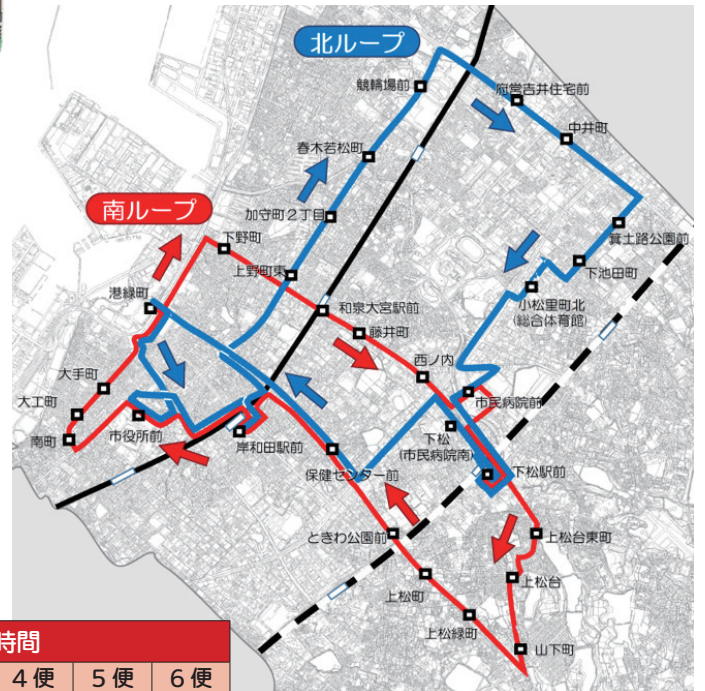
6月1日(火)からローズバスの一部運行ルートの追加、ダイヤの改正を行います。主な改正点は下記のとおりです。詳しくは、市ホームページまたはパンフレットをご覧ください。パンフレットは車内及び市の主要施設に備え付けています。

●バス停が増えます

■北ルート…「下松駅前」、「下松(市民病院南)※」、「港緑町(浪切ホール)」、「市役所前」のバス停を追加。

■南ルート…「藤井町※」、「西ノ内※」、「市民病院前※」、「保健センター前」のバス停を追加。

※のバス停は既存の路線バス停を利用します。なお、南ルートでは、新たに「市民病院前」に停車することに伴い、「下松(市民病院南)」には停車しません。ご注意ください。



北ルート	発着時間					
停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便
岸和田駅前	8:05	9:20	10:50	12:10	14:35	15:55
上野町東	8:11	9:26	10:56	12:16	14:41	16:01
加守町2丁目	8:12	9:27	10:57	12:17	14:42	16:02
春木若松町	8:14	9:29	10:59	12:19	14:44	16:04
競輪場前	8:16	9:31	11:01	12:21	14:46	16:06
府宮吉井住宅前	8:19	9:34	11:04	12:24	14:49	16:09
中井町	8:20	9:35	11:05	12:25	14:50	16:10
箕土路公園前	8:23	9:38	11:08	12:28	14:53	16:13
下池田町	8:24	9:39	11:09	12:29	14:54	16:14
小松里町北(総合体育館)	8:28	9:43	11:13	12:33	14:58	16:18
市民病院前	8:33	9:48	11:18	12:38	15:03	16:23
新 下松駅前		9:55	11:25	12:45	15:10	
新 下松(市民病院南)	↓	9:58	11:28	12:48	15:13	↓
保健センター前	8:38	10:03	11:33	12:53	15:18	16:28
新 港緑町(浪切ホール)	8:48	10:13	11:43	13:03	15:28	16:38
新 市役所前	8:55	10:20	11:50	13:10	15:35	16:45
岸和田駅前	9:03	10:28	11:58	13:18	15:43	16:53

南ルート	発着時間					
停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便
岸和田駅前	8:05	9:20	10:50	12:10	14:35	15:55
市役所前	8:10	9:25	10:55	12:15	14:40	16:00
南町	8:13	9:28	10:58	12:18	14:43	16:03
大工町	8:14	9:29	10:59	12:19	14:44	16:04
大手町	8:15	9:30	11:00	12:20	14:45	16:05
港緑町(浪切ホール)	8:20	9:35	11:05	12:25	14:50	16:10
下野町	8:23	9:38	11:08	12:28	14:53	16:13
和泉大宮駅前	8:26	9:41	11:11	12:31	14:56	16:16
新 藤井町	8:27	9:42	11:12	12:32	14:57	16:17
新 西ノ内	8:29	9:44	11:14	12:34	14:59	16:19
新 市民病院前	8:31	9:46	11:16	12:36	15:01	16:21
新 下松駅前	8:35	9:55	11:25	12:45	15:10	16:25
上松台東町	8:37	9:57	11:27	12:47	15:12	16:27
上松台	8:39	9:59	11:29	12:49	15:14	16:29
山下町	8:40	10:00	11:30	12:50	15:15	16:30
上松緑町	8:43	10:03	11:33	12:53	15:18	16:33
上松町	8:44	10:04	11:34	12:54	15:19	16:34
ときわ公園前(ハローワーク)	8:45	10:05	11:35	12:55	15:20	16:35
新 保健センター前	8:48	10:08	11:38	12:58	15:23	16:38
岸和田駅前	8:58	10:18	11:48	13:08	15:33	16:48

下松駅前で乗り継ぎ可能に(2便~5便)

現在、岸和田駅前のみ乗り継ぎ可能ですが、2便~5便では新たに、下松駅前でも乗り継ぎ可能となります。

保健センター前に12時台に停車

北、南ルートともダイヤの変更で12時台に運行するため、保健センターでの健診などにもご利用いただきやすくなります。

6月1日(火)は人権擁護委員の日 特設人権相談所を開設

人権擁護委員が様々な人権問題の相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

一人で悩まず、どんなことでもご相談ください。申し込みは不要です。

日程・場所 下表のとおり

時間 各回午後1時~4時

日程	会場
6月1日(火)	東岸和田市民センター(土生町4丁目 リハーブ4階)
6月1日(火)	桜台市民センター(下松町4丁目)
6月4日(金)	市職員会館(岸城町)
6月4日(金)	山直市民センター(三田町)
6月8日(火)	春木市民センター(春木若松町)

人権問題に関する市民意識調査の結果がまとまりました

人権問題に関する市民意識調査の結果は、市ホームページや図書館本館・分館でご覧いただけます。ご協力ありがとうございました。

問合せ 人権・男女共同参画課人権推進担当 (☎ 423 - 9562)

自分のこころ

5月1日からの憲法週間には、憲法への理解を深めるために全国各地で様々な取り組みが行われています。日本国憲法の基本理念のひとつに「基本的人権の尊重」があります。この機会に、人権について考えてみましょう。



あなたはこう思いますか

教育を例に考えてみましょう。子どもは教育を受ける権利があり、保護者は子どもにも教育を受けさせる義務があります。子どもには義務はありません。このように、権利とは、義務などの条件があって与えられるものではありません。次にSNSを例に考えてみましょう。誰かと撮った

ながらにもっている「幸せになるための権利」です。憲法では「侵すことのできない永久の権利」とされています。本市が令和2年度に行った人権問題に関する市民意識調査では、6割を超える人が「人権には必ず義務が伴うもの」という考えに「そう思う」と答えています。本当に幸せになるためには、必ず義務が伴うものなのでしょうか。

大切にしたいもの

私たちには、一人ひとり、自分らしい生き方をして幸せになる権利があります。誰もがかけがえのない存在であるということに改めて理解し、互いの人権を大切にしたい社会をつくっていきましょう。

写真を相手の同意なしにネット上に投稿することは、相手の人権を傷つけることにつながるかもしれません。人には、自分の想いを様々な形で表現する権利があります。同時に相手の人権を守る責任が伴います。権利に必ず義務が伴うというわけではありませんが、自分の行動が人権侵害につながるないように、一人ひとりに責任があることを理解する必要があります。

人権・男女共同参画課